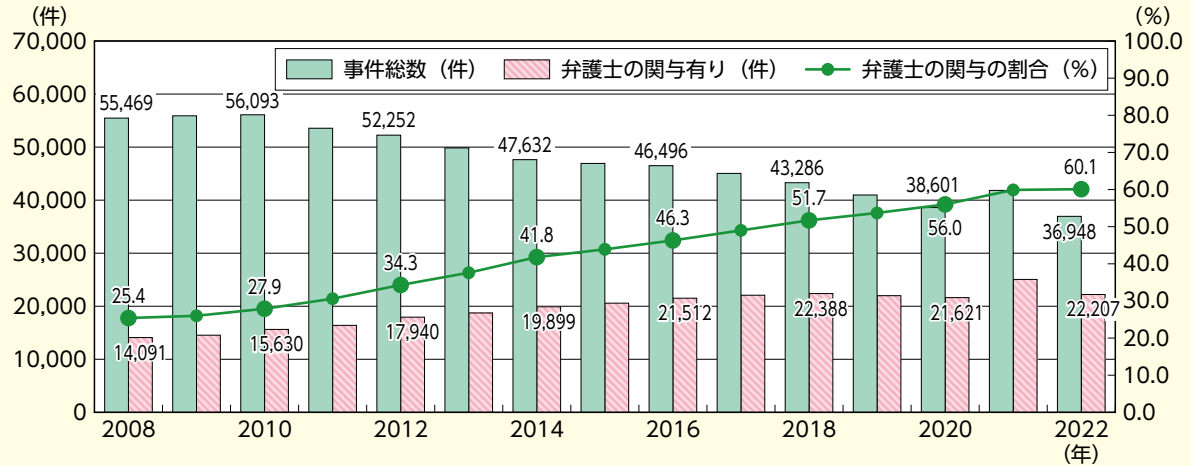


## 2 夫婦関係調整調停事件における代理人弁護士の関与状況

次のグラフは、夫婦関係調整調停事件における代理人弁護士の関与について、その推移をみたものである。代理人弁護士の関与のあった割合は増加傾向にあり、2022年では60.1%となっている。

資料2-2-4-7 夫婦関係調整調停事件における代理人弁護士の関与の推移

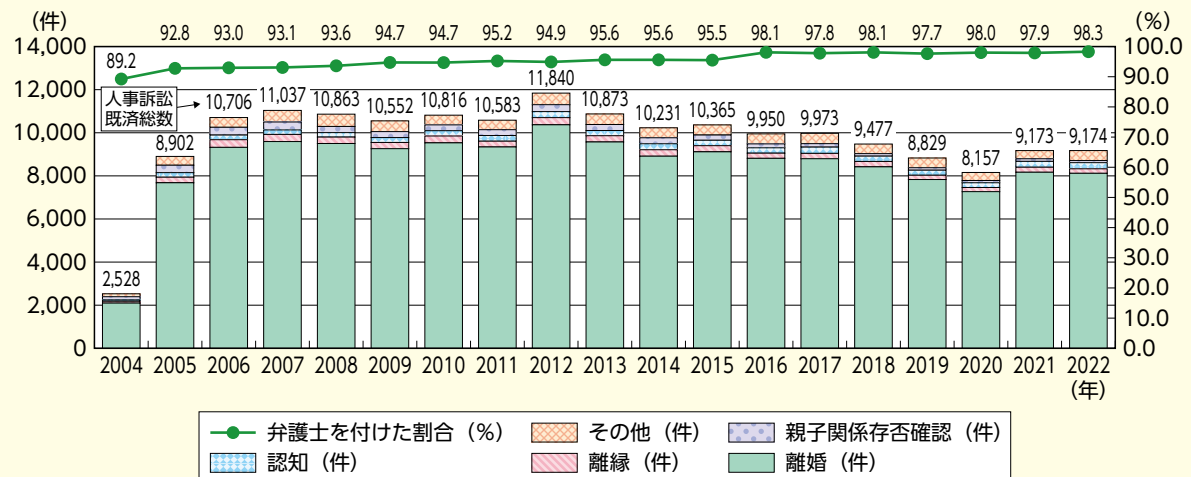


- 【注】 1. 数値は、最高裁から提供を受けた資料によるもの。  
 2. 夫婦関係調整調停事件とは、家事婚姻関係事件のうち、申立の趣旨が離婚及び夫婦円満調整のもの。  
 3. 「弁護士の関与有り」とは、申立人、相手方又は双方に弁護士が付いたものである。

## 3 人事訴訟事件における弁護士選任状況

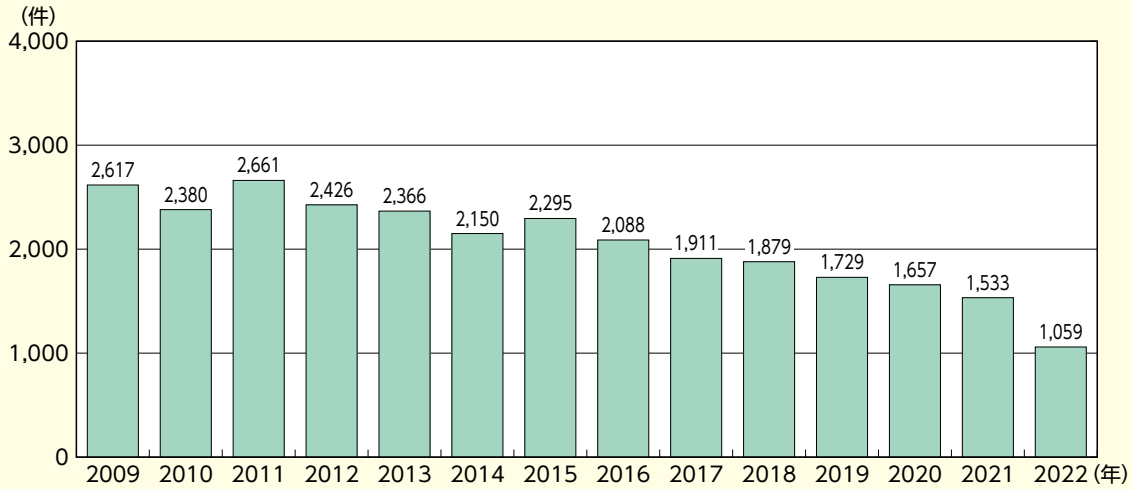
次のグラフは、人事訴訟事件（人事を目的とする訴え）における弁護士の選任状況についてみたものである。事件総数は、近年減少傾向にあったが、2021年には増加している。事件の内訳では離婚の訴えが約9割を占める。弁護士選任率は100%に近い割合となっている。

資料2-2-4-8 人事訴訟事件における弁護士選任率の推移と事件の内訳



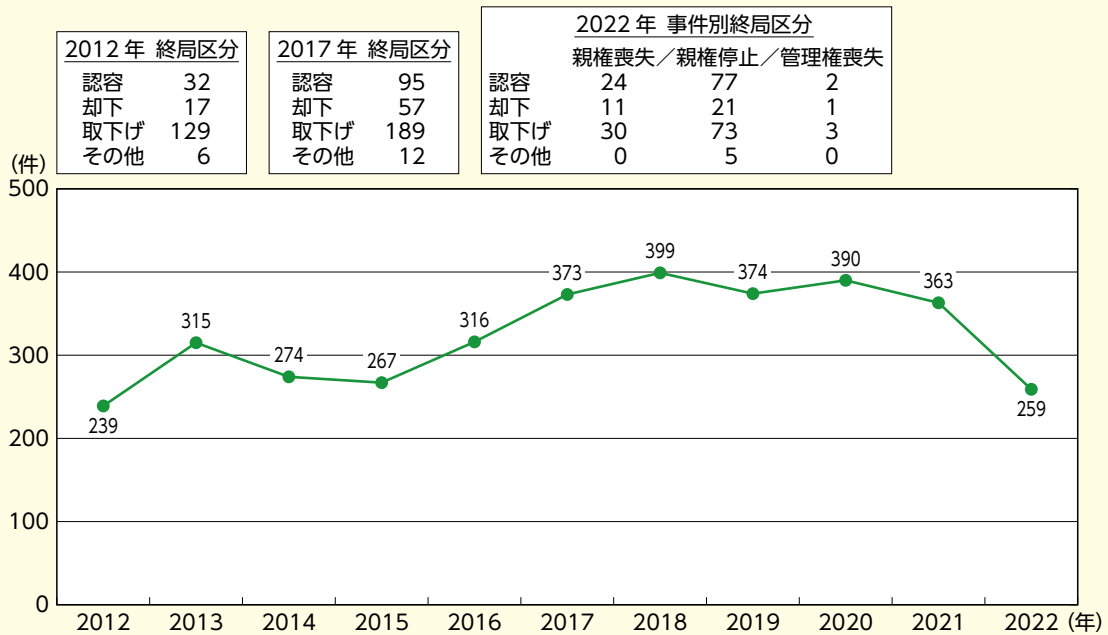
- 【注】 1. 数値は、最高裁から提供を受けた資料によるもの。  
 2. 人事訴訟事件は、2004年4月から家庭裁判所の管轄となり、数値は2004年4月以降の件数である。  
 3. 親子関係存否確認：認知を除く実親子関係の存否に関する事件（嫡出否認の訴え及び民法773条の規定により父を定めることを目的とする訴えを含む）

資料2-2-4-9 未成年後見人の選任新受件数の推移



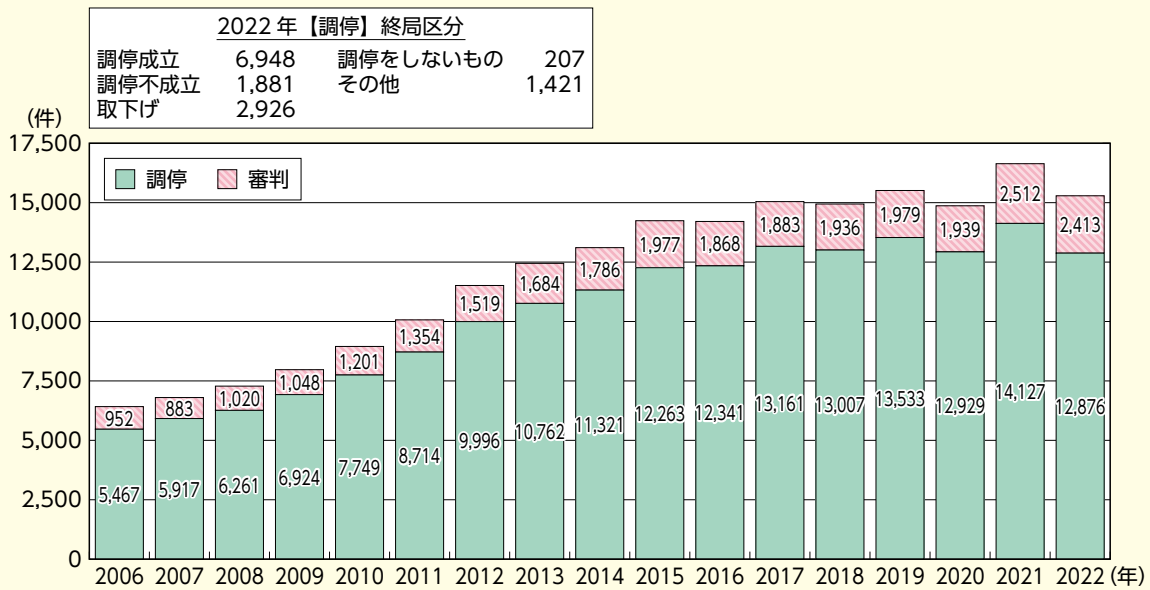
【注】 数値は、『司法統計年報（家事編）』「家事審判事件の受理、既済、未済手続別事件別件数—全家庭裁判所」によるもの。

資料2-2-4-10 親権制限事件の新受件数の推移



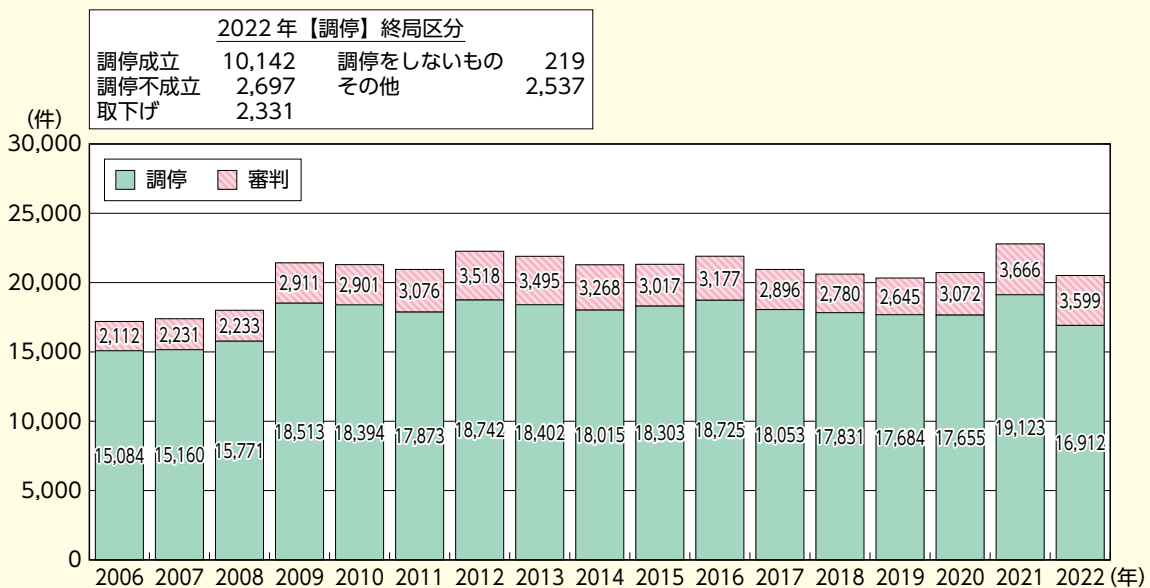
【注】 1. 数値は、最高裁判所「親権制限事件及び児童福祉法に規定する事件の概況」（令和4年）、『司法統計年報（家事編）』「家事審判事件の受理、既済、未済手続別事件別件数—全家庭裁判所」によるもの。  
 2. 事件数は、子を基準（子1人につき1件）としているが、1人の子につき、事件本人（親権を喪失し、もしくは停止され、又は管理権を喪失する親権者）が2人いる場合には、2件となる。

資料2-2-4-11 子の監護事件のうち、面会交流事件（審判・調停）の新受件数の推移



【注】 1. 数値は、『司法統計年報（家事編）』『家事審判事件の受理、既済、未済手続別事件別件数—全家庭裁判所』及び「家事調停事件の受理、既済、未済手続別事件別件数—全家庭裁判所」によるもの。  
 2. 2022年の調停事件の終局区分の「その他」には、「調停に代わる審判をしたもの」704件を含む。

資料2-2-4-12 子の監護事件のうち、養育費請求事件（審判・調停）の新受件数の推移



【注】 1. 数値は、『司法統計年報（家事編）』『家事審判事件の受理、既済、未済手続別事件別件数—全家庭裁判所』及び「家事調停事件の受理、既済、未済手続別事件別件数—全家庭裁判所」によるもの。  
 2. 2022年の調停事件の終局区分の「その他」には、「調停に代わる審判をしたもの」1,789件を含む。